

2026年度 なかしん年金定期預金

商品名(愛称)	<ul style="list-style-type: none"> なかしん年金定期預金 <ul style="list-style-type: none"> 定期預金 <スーパー定期>
取扱い期間	<ul style="list-style-type: none"> 2026年4月1日(水)～2027年3月31日(水)
預入条件	<ul style="list-style-type: none"> 新規のお預け入れに限ります。(但し、2025年度成約の年金定期預金の満期継続は可とします)
販売対象	<ul style="list-style-type: none"> 個人の方で当金庫で公的年金(国民年金・厚生年金・共済年金など)をお受取り中の方 または新たに当金庫で公的年金をお受取りいただける方(企業年金は除く)
期間	<ul style="list-style-type: none"> 預入期間 1年
預入(受入)	(1) 預入方法 ・ 一括預入
	(2) 預入金額 ・ 300万円まで
	(3) 預入単位 ・ 1円単位
払戻方法	<ul style="list-style-type: none"> 満期日以後に一括してお支払いします。
利息	(1) 適用金利 ・ 固定金利(預入時の店頭表示の利率を約定利率として満期日まで適用します。) お預け入れ金額 300万円まで 店頭表示金利 + 0.20%
	(2) 利払方法 ・ 満期日以後に一括してお支払いします。
	(3) 計算方法 ・ 付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算
税金	<ul style="list-style-type: none"> 利息には20.315%(国税15.315%、地方税5%)の税金がかかります。 (ただし、マル優を利用される場合は除きます。)
手数料	—
付加できる特約事項	<ul style="list-style-type: none"> 「総合口座」の担保とすることができます。 (貸越利率は担保定期預金の約定利率に0.5%上乗せした利率)
中途解約時の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> 満期日前に解約される場合は、当庫所定の中途解約利率により計算した中途解約利息とともに支払います。 (上乗せ金利の適用対象外になります)
金利情報入手方法	<ul style="list-style-type: none"> 窓口でご照会いただけます。 また、当金庫ホームページ「預金金利」のページに掲載しております。
苦情処理措置・紛争解決措置	<ul style="list-style-type: none"> 苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または営業推進部(9時～17時、電話：0120-748-915)(フリーダイヤル)にお申し出ください。 紛争解決措置 東京弁護士会(電話：03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話：03-3595-8588)、第二東京弁護士会(電話：03-3581-2249)の仲裁センター、兵庫県弁護士会紛争解決センター(電話：078-341-8227)等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客様は、当金庫営業日に、上記営業推進部若しくは全国しんきん相談所(9時～17時、電話：03-3517-5825)、各紛争解決センター、仲裁センターまでお申し出ください。
その他の参考となる事項	<ul style="list-style-type: none"> 満期日以後の利息は、解約日または書換継続日における普通預金利率により計算します。 上乗せ金利の適用は初回満期時までとし、自動継続後は継続日の店頭表示金利を適用いたします。 他キャンペーンおよび他商品との金利特典との併用はできません。 年金のお受取り口座がある店舗(1店舗)でのみ、お預入れいただけます。 年金の当金庫でのお受取りが無くなると、上乗せ金利適用の権利を失うものいたします。 預金保険制度の付保対象預金です。預金保険によって元本1,000万円までとその利息が保護の対象となります。(当金庫に複数の口座がある場合には、それらの預金元本を合計して1預金者1,000万円までとその利息が保護されます。) 金利情勢等の変化によって期間中であっても、内容変更又は取扱いを中止させていただく場合があります。 商品に対する詳細は、最寄の店舗かフリーダイヤルまでお問合せ下さい。